平成２８年（フ）第４４９号
栃木県宇都宮市石井町3373番地15
破産者　株式会社アムズ・カンパニー
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４５０号
東京都葛飾区東水元６丁目４―31―102
破産者　永井　俊輔
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４６７号
東京都足立区弘道１丁目13番10号　クレインヒル104号
破産者　株式会社ユニジャパン
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８５号
神奈川県横浜市神奈川区金港町５番地10　金港ビル６階
破産者　有限会社ベンチャードライブ
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８６号
東京都足立区六木３丁目37―２―304
破産者　内澤　玲子
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５０３号
埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木922番地１
破産者　株式会社エンスレイヴ
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５４３号
東京都江戸川区中葛西３丁目17番４号、商業登記簿上の本店所在地茨城県つくば市松代３丁目９番地の５
破産者　野町建設株式会社
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５４５号
東京都大田区久が原３丁目５－８－201
破産者　村田　英治
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５５６号
東京都板橋区徳丸６丁目４番２号
破産者　株式会社ＧＲＡＳＰ
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５７９号
東京都江戸川区北小岩１―15―６―402、商業登記簿上の本店所在地東京都江東区亀戸４丁目34番６号　セピアコート２Ｆ
破産者　株式会社ハヌリ
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５８０号
東京都葛飾区細田４丁目40―20―201、開始決定時の住所東京都江戸川区北小岩１丁目15番６―402
破産者　姜　　乾淳
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５８４号
東京都品川区東五反田２丁目10番１号
破産者　ｅｄｕｃｅ　ＪＡＰＡＮ　ＬＬＣ合同会社
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６０２号
神奈川県足柄下郡箱根町湯本690
破産者　株式会社Ａｇｅ
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６０４号
東京都中央区新川１丁目11番10号　第２小高ビル２階
破産者　株式会社ＥＸＣＥＬ　ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６０５号
東京都中央区新川１丁目11番10号　第２小高ビル２階
破産者　株式会社ＳＵＰＲＥＭＡＣＹ　ＥＮＴＥＲＰＲＩＳＥ
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６０６号
千葉県柏市十余二600－８
破産者　新性　浩一
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６０７号
三重県松阪市立野町436―３
破産者　新性　悦子
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６１９号
東京都大田区羽田４丁目12番１号
破産者　有限会社泉興業
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２０号
東京都大田区大森南３丁目29―10　藤平ハイツ２Ｂ号室、住民票上の住所東京都大田区大森南４丁目８―23―204
破産者　泉　　正博
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３６号
大阪府和泉市弥生町２丁目11番23号
破産者　有限会社ビージャパン
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３７号
東京都大田区北千束１丁目４―20―405
破産者　安井　隆章
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部